



# 物流分野における取引の公正化のための取組み

公正取引委員会は、**独占禁止法（物流特殊指定※）**と**下請法**を運用することによって、物流分野全体の取引の公正化に努めている。

(※)独占禁止法における**優越的地位の濫用**を効果的に規制するための指定された告示



「令和5年度 荷主と物流事業者との取引に関する調査」の結果（令和6年6月6日公表）

〔書面調査〕

	荷主向け	物流事業者向け
調査対象事業者	30,000名	40,000名
回収数	18,172名	20,103名
回収率	60.6%	50.3%
調査票発送日	令和5年9月29日	令和6年1月12日
回答期限	令和5年10月27日	令和6年1月31日
調査対象期間	令和4年9月1日 ～令和5年8月31日	令和5年1月1日 ～同年12月31日

〔立入調査〕

➤ うち荷主121名に立入調査

独占禁止法の問題につながるおそれのあった**荷主573名**に対し、**具体的な懸念事項を明示した注意喚起文書**を送付。

〔問題内容の上位3類型〕

	行為類型	全案件に占める割合
1	買ったたき	34.8%
2	代金の減額	20.7%
3	代金の支払遅延	17.0%

※令和6年度も同様の規模にて、上記調査を現在実施中

「令和6年度 価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の結果（令和6年12月16日公表）

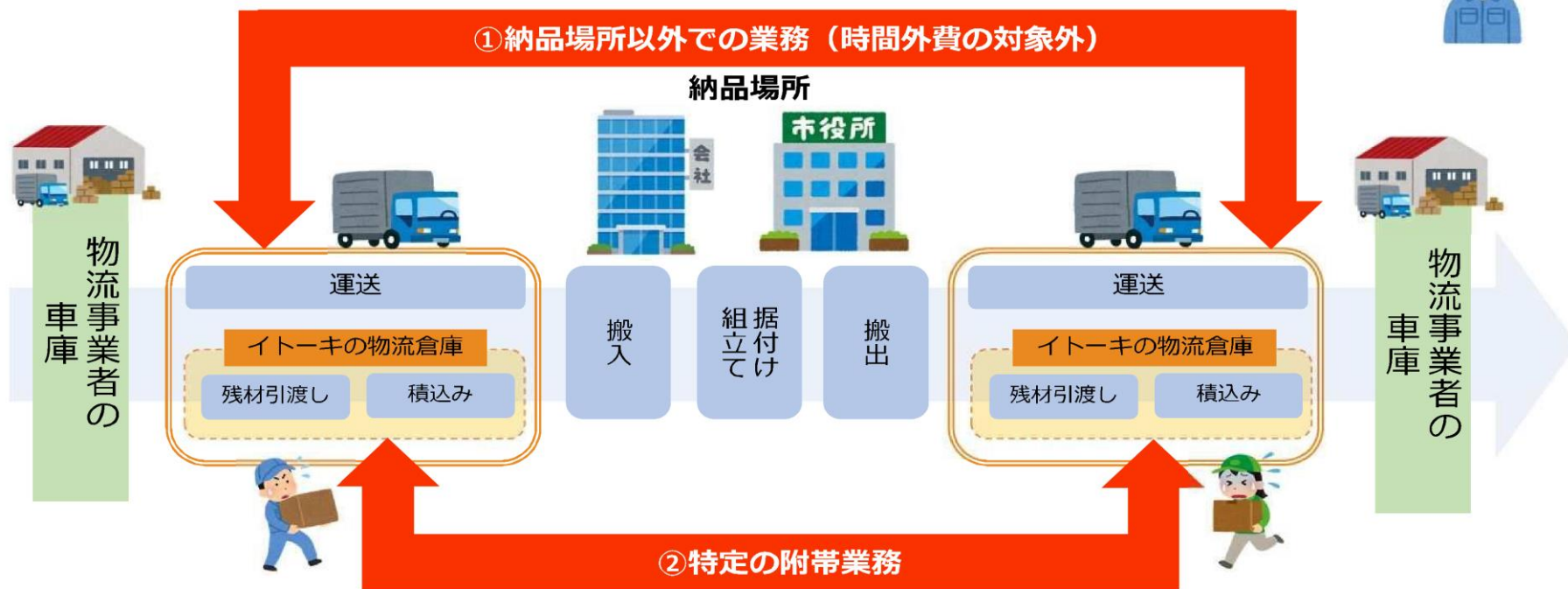
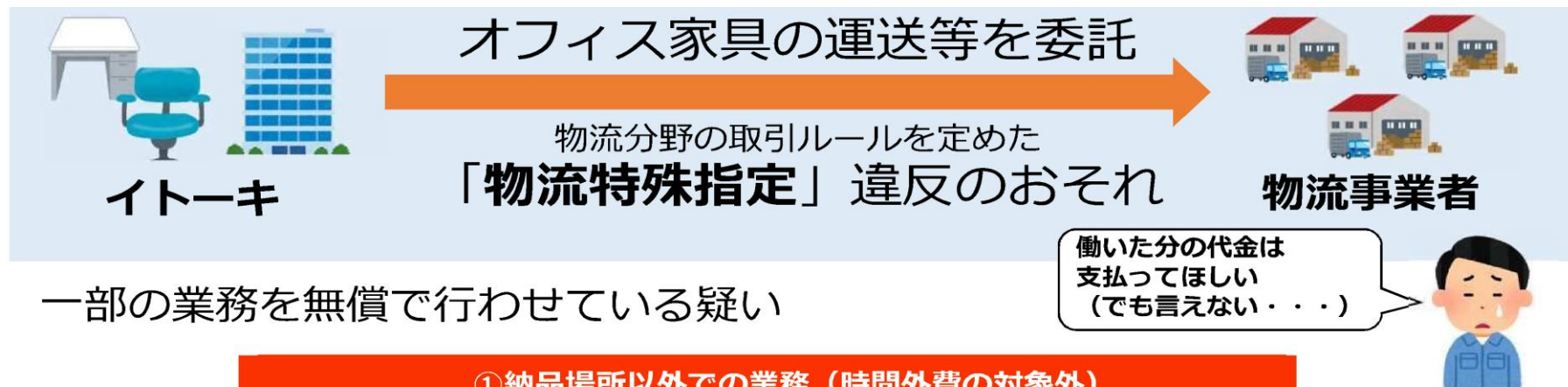
主な調査対象

- ・通常調査：43業種110,000万名〔書面調査〕
- ・フォローアップ調査：令和5年度調査の結果注意喚起対象だった8,175名〔書面調査〕  
令和5年度に事業者名を公表した10名

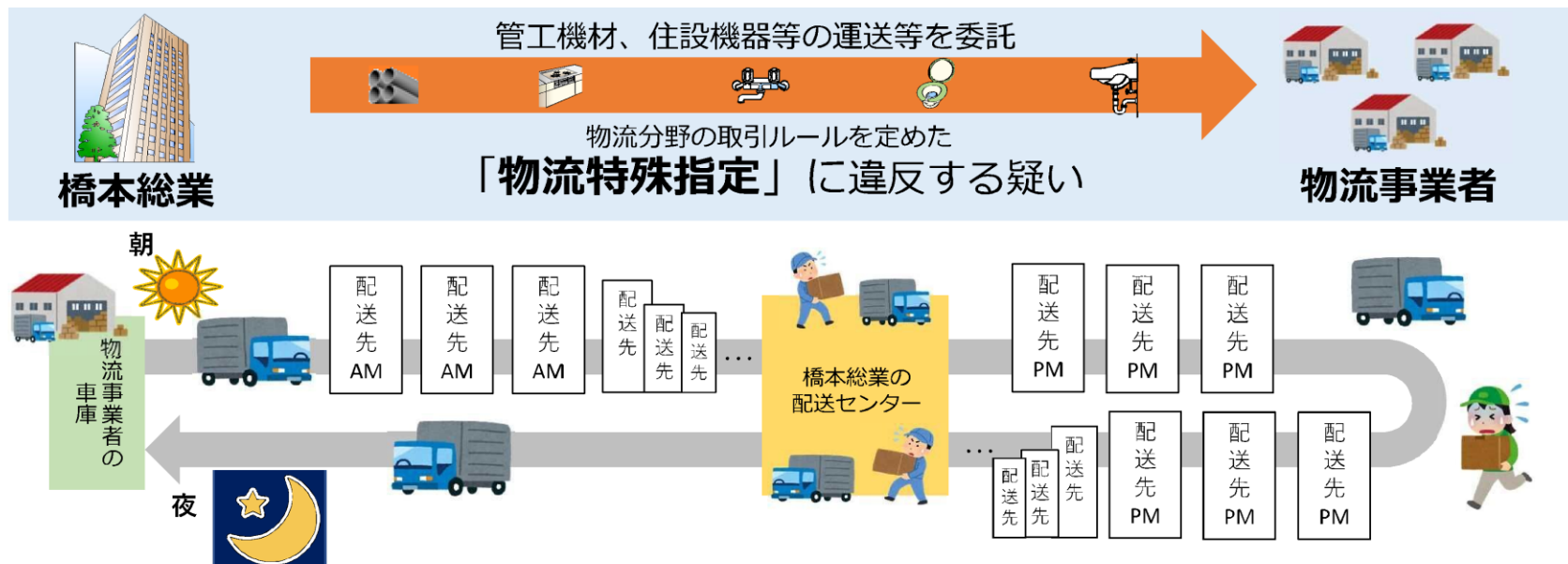
➤ 書面調査の結果を踏まえ、369名に立入調査

- 一つでも労務費転嫁交渉指針に沿った行動を採らなかった発注者**9,388名**、及び独占禁止法Q&A（優越的地位の濫用に当たるおそれがあるとされる行為）に該当する行為が認められた発注者**6,510名**に対し、**注意喚起文書**を送付。
- サプライチェーンに多重委託構造が存在する**道路貨物運送業**では、**値上げが行われた割合は68.5%**であり、**価格転嫁率は依然として低い**ことが明らかに。

株式会社イトーキに対する警告（令和6年11月28日公表）



橋本総業株式会社に対する確約手続（令和6年12月12日公表）



違反被疑行為
<p><b>代金の減額（物流特殊指定第1項第2号）</b></p> <p>物流事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、あらかじめ定めた代金の額から</p> <p>① 「お支払割戻金」と称して、当該額に一定率を乗じて得た額を減じている。</p> <p>② 当該代金を物流事業者の口座に振り込む際の手数料を減じている。</p>
<p><b>買ったとき（物流特殊指定第1項第3号）</b></p> <p>長時間の運送業務について、同種又は類似の内容の運送業務に対し通常支払われる額に比し著しく低い額となる運賃で、物流事業者に委託している。</p>
<p><b>不当な経済上の利益の提供要請（物流特殊指定第1項第6号）</b></p> <p>① あらかじめ物流事業者との間で業務時間を取り決めている中で、当該業務時間を超える部分の運送業務を無償で行わせている。</p> <p>② 物流事業者に対する委託内容に含まれていない特定の附帯作業（積み込み、取り卸し等）について、あらかじめ物流事業者との間で取引の条件を取り決めることなく、無償で行わせている。</p>

（公正取引委員会）  
通知

橋本総業が作成した確約計画の概要
<p>①違反被疑行為の取りやめ</p> <p>②違反被疑行為の取りやめ等を取締役会において決議</p> <p>③物流事業者への通知・従業員への周知徹底</p> <p>④物流事業者への返金（金銭的価値の回復）</p> <p>⑤違反被疑行為と同様の行為を行わないこと（5年間）</p> <p>⑥コンプライアンス体制の整備</p> <p>⑦①から⑥までの履行について、第三者による監視</p> <p>⑧第三者による履行状況の報告（5年間）</p>

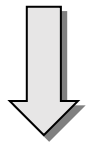
（橋本総業）  
申請

確約計画の認定
<p><b>措置内容の十分性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過去の独占禁止法第19条（優越的地位の濫用）違反事案の排除措置の内容を全て含む</li> <li>金銭的価値の回復措置</li> <li>→ およそ25社に総額約3800万円を返金 など</li> </ul> <p><b>措置実施の確実性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第三者による措置の履行状況の監視等を実施</li> </ul>

公正取引委員会の認定



## ● 令和6年5月

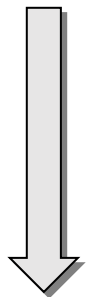


自民党提言

構造的な価格転嫁の実現に向けた提言

- 政務調査会、中小企業・小規模事業者政策調査会、競争政策調査会の共同提言
- 「構造的な価格転嫁」を実現する観点から、下請法について、法改正による対応も含めて検討すべきである旨の提言

## ● 令和6年6月



閣議決定

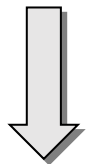
新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画

- 中小・小規模企業の取引適正化のため、価格転嫁の基本的な法律である下請法の制度改革も含め検討を進める旨の記載

経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）

- 新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、下請法改正の検討等を行う旨の記載

## ● 令和6年7月～



政府取組

業取引研究会（座長：神田秀樹東京大学名誉教授）

- 有識者検討会を開催し、下請法を中心に検討（公取委・中企庁の共催）
- 現在まで5回の会合を開催。12月に6回目の会合を開催し、研究会報告書を取りまとめ

## ● 令和6年11月



閣議決定

国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策

- 下請法について、コスト上昇局面における価格据置きへの対応の在り方や、荷主・物流事業者間の取引への対応の在り方等に関し、改正を検討し、早期に国会に提出することを目指す旨の記載

**早期に下請法改正法案の提出を目指して現在作業中**

## ① 買ったたきに係る課題

- コストが上昇している中で、交渉することなく価格を据え置かれたり、一方的にコスト上昇に見合わない価格を決められたりして受注企業がしわ寄せを受けている。
- 現在の下請法の買ったたき規制は、市価の認定が必要なところ、市価の把握が難しい。

### 検討の方向性

- ◆ 下請法において、買ったたきとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、下請事業者からの価格協議の申出に応じなかったり、親事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に下請代金を決定して、下請事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設する。

## ② 約束手形に係る課題

支払手段として手形等を用いることにより、発注者（親事業者）が受注者（下請事業者）に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いている。

### 検討の方向性

- ◆ 下請事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、廃止を待たずに下請法上、手形払を認めないこととする。
- ◆ 電子記録債権やファクタリングについては、引き続き支払い手段として許容するが、支払期日までに下請代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）と引き換えることが困難であるものについては禁止する。

## ③ 物流に係る課題

荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）が顕在化しているが、発荷主から元請運送事業者への委託は、下請法の対象外（独占禁止法の物流特殊指定で対応）であり、機動的な対応ができていない。

### 検討の方向性

- ◆ 発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、下請法の対象となる新たな類型として追加する。

## ④ 各省連携に係る課題

- 現在、事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行を拡充していくには不十分である。
- 「トラックGメン」などに通報した場合、下請法の「報復措置の禁止」の対象となっていない。

### 検討の方向性

- ◆ 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与する。
- ◆ 下請事業者が申告しやすい環境を確保すべく、「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加する。

## ⑤ 「下請」という用語に係る課題

- 下請法における「下請」という用語は、発注者（親事業者）と受注者（下請事業者）が対等な関係ではないという語感を与えるとの指摘がある。
- 時代の変化に伴い、発注者である大企業の側でも「下請」という用語は使われなくなっている。

### 検討の方向性

- ◆ 下請法において、「親事業者」、「下請事業者」、「下請代金」等の用語を時代の情勢変化等に合わせた用語に改正する。

## ⑥ 適用基準に係る課題への対応

- 実質的には事業規模は大きいですが、資本金が少額であるため、下請法の親事業者に該当しない例がある。
- 自ら減資する／下請事業者に増資を求めることにより下請法の適用を逃れる親事業者が存在する。

### 検討の方向性

- ◆ 下請法の適用基準として従業員数の基準を新たに追加する。
- ◆ 具体的な基準については、下請法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする。